

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 平成23年10月27日条例第39号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるものほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する旧覆馬場活用交流施設にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">午前9時から正午まで</td> <td style="width: 10%;">正午から午後3時まで</td> <td style="width: 10%;">午後3時から午後6時まで</td> <td style="width: 10%;">午後6時から午前9時まで</td> <td style="width: 10%;">午前9時から午後9時まで</td> <td style="width: 10%;">正午から午後9時まで</td> <td style="width: 10%;">午前9時から午後9時まで</td> </tr> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午前9時まで	午前9時から午後9時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	<p>○盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 平成23年10月27日条例第39号 改正 略</p> <p>盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるものほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">午前9時から正午まで</td> <td style="width: 10%;">正午から午後5時まで</td> <td style="width: 10%;">午後5時から午前9時まで</td> <td style="width: 10%;">午前9時から午後5時まで</td> <td style="width: 10%;">正午から午前9時まで</td> </tr> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午前9時まで
区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午前9時まで	午前9時から午後9時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで								
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午前9時まで										

改正後										改正前							
アリーナ	全面使用	2,700円	2,160円	2,260円	2,470円	6,780円	6,890円	8,990円	アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円	
	半面使用	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円		半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	交流ホール	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円		交流ホール	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
	広場	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円		広場	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
備考										備考							
1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後6時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額										1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。							
2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。										2 冷暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合においては、表に掲げる額(備考1に該当する場合にあっては、備考1に定める額)の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。							
3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。																	